

## 徳島市「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、徳島市「とくしま在宅育児応援クーポン事業」に係る子育て支援サービス提供者（以下「サービス提供者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の届出)

第2条 サービス提供者として登録を希望する者は、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録届（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

### (サービス提供者の登録等)

第3条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、サービス提供者として登録することを決定したときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録決定通知書（様式第2号の1）により、また、サービス提供者にふさわしくないとして登録しないことを決定したときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者不登録決定通知書（様式第2号の2）により、届出者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することを決定したサービス提供者について、サービス提供者登録名簿を備えなければならない。

### (サービス提供者の変更又は廃止の届出)

第4条 前条第1項の規定により登録の決定を受けた者は、第2条の規定による届出の内容に変更が生じたときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録事項変更届（様式第3号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、登録内容の変更を決定したときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録事項変更決定通知書（様式第3号の2）により、届出者に通知するものとする。

3 前条第1項の登録の決定を受けた後、サービス提供者としての事業を休止し、又は廃止しようとするときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録廃止（休止）届（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

### (サービス提供者の登録の取り消し)

第5条 市長は、サービス提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 前条第2項の規定による「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録廃止（休止）届の提出があったとき。

- (2) 役員等（個人にあつてはその者、法人にあつてはその役員又は店舗の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることがわかったとき。
  - (3) この要領に違反し、又は市長に指示に従わなかったとき。
  - (4) 過去1年以内にサービスを提供した実績がなく、かつ、将来にわたって提供する見込みがないと認められるとき。
  - (5) 第8条に規定する請求に不正があつたとき。
  - (6) その他本事業の実施に当たり、市長がサービス提供者として不適当と認めたとき。
- 2 サービス提供者の登録の取消しは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（サービス提供者の遵守事項）

第6条 サービス提供者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の趣旨を理解し、適切な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、当該サービス提供に際して利用者の安全を確保すること。
- (2) 市長が求めたときは、その利用記録を開示し、提供すること。
- (3) 偽りその他の不正の行為によって不正にクーポンの換金を請求しないこと。
- (4) 偽造されたクーポンや利用対象者以外による利用などのクーポンの不正利用を発見したときは、クーポンの受領を拒否するとともに、速やかに市長に通報すること。

（調査等）

第7条 市長は、サービス提供者の提供する子育て支援サービスの内容に関して、必要があると認めるときは、当該サービス提供者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

（利用料の請求）

第8条 サービス提供者は、請求書（様式第6号）に必要事項を記入し、利用者から受領したクーポンを添えて、当該クーポンが使用された日の属する月の翌月10日（当該日が本市の休日を定める条例の休日に該当する場合はその翌日）までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りではない。

2 市長は、前項により請求を受けたときは、その内容を審査し、適切であると認められる場合は、請求書を受領した日から30日以内にサービス提供者に対して支払いを行うものとする。

（クーポンの受領額の返還）

第9条 市長は、サービス提供者が偽りその他の不正によって前条の支払いを受けたことが明らかになった場合は、その支払額の一部又は全部を返還させることができる。

(損害賠償)

第10条 子育て支援サービスの利用に際して起こった事故等については、すべてサービス提供者と利用者の間において解決するものとする。

(秘密の保持等)

第11条 サービス提供者は、本事業の実施により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、登録の取消し後も同様とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、サービス提供者の登録に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年2月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年12月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。



様式第2号の1（第3条関係）

子 育 発 第 号  
年 月 日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録決定通知書

殿

徳島市長 印

年 月 日付けで届出のありました「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者の登録申請について、次のとおり登録を決定しましたので通知します。

事業者番号	
事業者名	
代表者名	
所在地	
事業内容	
登録年月日	

【本件に関するお問い合わせ先】

子ども未来部 子育て支援課

手当医療係 クーポン事業担当

TEL 088-621-5194 FAX 088-655-0380

様式第2号の2（第3条関係）

子 育 発 第 号  
年 月 日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者不登録決定通知書

殿

徳島市長 印

年 月 日付けで届出のありました「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者の登録申請について、次のとおり不登録を決定しましたので通知します。

事業者名	
代表者名	
所在地	
不登録理由	

**【本件に関するお問い合わせ先】**

子ども未来部 子育て支援課

手当医療係 クーポン事業担当

TEL 088-621-5194 FAX 088-655-0380

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録事項変更届

徳島市長様

(届出者) 所在地  
 事業者名  
 代表者 印

事業者番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

徳島市「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録要領第4条の規定に基づき、次のとおりサービス提供者としての登録内容を変更しますので届け出ます。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

		変更後	変更前
事業者	事業者名		
	代表者名		
	所在地		
事業内容			
提供場所			
振込口座	金融機関名		
	支店等名		
	口座種別		
	口座番号		
	口座名義		
連絡先	担当部署		
	担当者氏名		
	電話番号		
	Eメール		

様式第3号の2（第4条関係）

子 育 発 第 号  
年 月 日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者  
登録事項変更決定通知書

殿

徳島市長

印

年 月 日付で届出のありました「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者の登録事項変更申請について、次のとおり登録事項の変更を決定しましたので通知します。

事業者番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更事項	変更後	変更前

登録事項変更日	年 月 日
---------	-------

**【本件に関するお問い合わせ先】**  
子ども未来部 子育て支援課  
手当医療係 クーポン事業担当  
TEL 088-621-5194 FAX 088-655-0380



様式第4号（第4条関係）

年 月 日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録廃止（休止）届

徳島市長様

(届出者) 所在地  
事業者名  
代表者 印

事業者番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

徳島市「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録要領第4条の規定に基づき、次のとおりサービス提供者としての登録を廃止（休止）したいので届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 廃止 (廃止年月日: 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 休止 (休止期間: 自 年 月 日 至 年 月 日)

廃止（休止）理由	
----------	--

様式第5号（第5条関係）

子 育 発 第 号  
年 月 日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録取消通知書

殿

徳島市長

印

年 月 日付け子育て発第 号により決定した「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者の登録を、次のとおり取り消しましたので通知します。

事業者番号	
事業者名	
代表者名	
取消年月日	年 月 日
取消事由	

**【本件に関するお問い合わせ先】**

子ども未来部 子育て支援課

手当医療係 クーポン事業担当

TEL 088-621-5194 FAX 088-655-0380

## 「とくしま在宅育児応援クーポン事業」請求書

令和 年 月 日

徳島市長 様

住所

氏名

印

事業者番号

銀行 金庫  
農協支店 出張所  
支所 普通  当座 口座番号

フリガナ

口座名義

次のとおり請求します。

請求金額

内訳

金額

摘要

とくしま在宅育児応援クーポン（ 月利用分）  
@ 500 円 × 枚分

(利用内訳)

提供サービス	クーポン数量
一時預かり事業	枚
病児保育事業	枚
ファミリー・サポート・センター事業	枚
在宅育児家事支援事業	枚
親子スキンタッチ教室	枚
子育て安心ステーション利用駐車料金	枚
その他のサービス	枚
合計	枚

合 計

※ サービス利用月の翌月10日までに徳島市子ども未来部子育て支援課に送付願います。

※ 添付書類：使用済みクーポン（裏面に「利用年月日」、「受領機関（者）名」を記入。

## 「とくしま在宅育児応援クーポン事業」請求書

令和 年 月 日

徳島市長 様

住所

氏名

印

事業者番号

銀行 金庫  
農協支店 出張所  
支所 普通  当座 口座番号

フリガナ

口座名義

次のとおり請求します。

請求金額

内訳

金額

摘要

とくしま在宅育児応援クーポン（ 月利用分）

@ 500 円 × 枚分

（利用内訳）

提供サービス	利用人数	クーポン数量
予防接種（インフルエンザ）	人	枚
予防接種（おたふくかぜ）	人	枚
フッ化物塗布	人	枚
助産師訪問ケア（訪問）	人	枚
助産師訪問ケア（外来）	人	枚
合計		枚

合 計

※ サービス利用月の翌月10日までに徳島市子ども未来部子育て支援課に送付願います。

※ 添付書類：使用済みクーポン（裏面に「利用年月日」、「受領機関（者）名」を記入）。

## 「とくしま在宅育児応援クーポン事業」請求書

令和 年 月 日

徳島市長 様

住所

氏名

印

事業者番号

銀行 金庫  
農協支店 出張所  
支所 普通  当座  口座番号

フリガナ

口座名義

次のとおり請求します。

請求金額

内訳

金額

摘要

とくしま在宅育児応援クーポン ( 月利用分)

@ 500 円 × 枚分

(利用内訳)

提供サービス	クーポン数量
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
合計	枚

合 計

※ サービス利用月の翌月10日までに徳島市子ども未来部子育て支援課に送付願います。

※ 添付書類：使用済みクーポン（裏面に「利用年月日」、「受領機関（者）名」を記入）。